

## 8. 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした 支援措置の手続

(空白頁)

【書類名】 国際出願に係る手数料軽減申請書（産業競争力強化法）

【提出日】 平成28年4月1日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/J P 2 0 1 6 / 0 8 7 6 5 4

【申請人】

【識別番号】 987654321

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

【氏名又は名称】 株式会社東京製作所

【代表者】 特許 太郎

【代理人】

【識別番号】 123456789

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

【氏名又は名称】 特許 次郎

【申請の理由】 国際調査手数料等の軽減（産業競争力強化法第75条第3項）

【提出物件の目録】

【物件名】 登記事項証明書 1

【物件名】 法人税確定申告書別表第2の写し 1

【技術の分野】 第1項

※以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

注1) 提出日は、オンライン出願の場合は出願日を、紙書類出願の場合は申請書の差出日を記載します。

注2) 申請人は国際出願の出願人と同一でなければなりません。

注3) 代理人による手続でない場合は【代理人】の欄を設ける必要はありません。

注4) 代理人が特許業務法人の場合は、【氏名又は名称】欄の次に【代表者】の欄を設けて

その代表者の氏名を記載します。

注5) 手続者の印は要しません。

注6) 予備審査手数料の軽減措置を申請する場合は、【申請の理由】の欄に「国際予備審査手数料等の軽減（産業競争力強化法第75条第3項）」と記載します。

注7) 【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第1項から第39項の中から選択し、例えば「第1項」のように記載します。なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載します。

第1項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）

第2項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）

第3項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）

第4項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、EL（エレクトロルミネセンス）技術等）

第5項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）

第6項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）

第7項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）

第8項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）

第9項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）

第10項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）

第11項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）

第12項（自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙、武器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等）

第13項（継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等）

第14項（工作機械、NC（数値制御）、マニプレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザー加工・溶接、放電加工、非金属の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等）

第15項（運搬・貯蔵装置、エレベーター、クレーン、フォークリフト、破碎・粉砕、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い（移送等）、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等）

- 第 16 項 (紙送り (給紙・搬送・排紙)、繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器 (コンテナ、タンク等) 等)
- 第 17 項 (家庭用電気機械器具 (掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等)、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等)
- 第 18 項 (燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等)
- 第 19 項 (処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チェック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等)
- 第 20 項 (無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス (焼結体) の組成・成形等)
- 第 21 項 (圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装 (ボンディング、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等)、半導体の製造 (エッチング、膜の形成、試験・測定等) 等)
- 第 22 項 (精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等)
- 第 23 項 (半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程 (アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等) 等)
- 第 24 項 (化粧品、製剤・医療材料等)
- 第 25 項 (遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等)
- 第 26 項 (水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等)
- 第 27 項 (有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等)
- 第 28 項 (重合・触媒、付加系高分子化合物、縮合系高分子化合物、高分子化合物の組成物、高分子の処理等)
- 第 29 項 (タイヤ、プラスチック成形、塗装方法、繊維、加工紙、積層体、皮革等)
- 第 30 項 (有機化合物、医薬等)
- 第 31 項 (電子商取引、情報検索、言語処理、暗号等)
- 第 32 項 (計算機細部、マンマシンインターフェイス、特殊計算機、演算、入出力制御、抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ等)
- 第 33 項 (アーキテクチャ、プログラム管理、データの誤り検出・訂正、電線の据付、記憶制御、静的記憶装置、IC カード等)
- 第 34 項 (伝送方式、移動無線通信システム、フィルタ、伝送細部、増幅器等)
- 第 35 項 (電話システム、交換、遠隔制御、電力系統、マイクロ波等)
- 第 36 項 (符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等)

第 37 項（電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等）

第 38 項（CG、CAD、画像認識、ファクシミリ等）

第 39 項（磁気テープ、磁気ディスク、光（光磁気）ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等）

[交付金交付申請書]

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

### 国際出願促進交付金交付申請書

国際出願促進交付金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について下記のとおり申請します。また、交付申請に関する誓約事項について誓約します。

#### 交付申請に関する誓約事項

- (1) 国際出願促進交付金に関する報告や調査について、大臣から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 交付金の交付に関する書類等を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管し、大臣から求めがあった場合には、提出します。
- (3) 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
  - ① 交付申請書、その他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - ② 対象手数料を適正に納付していないことが判明した場合
  - ③ 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
  - ④ 大臣による調査に応じない場合
- (4) 以下の国際出願促進交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて同意します。

経済産業省は、国際出願促進交付金を交付するために、対象小規模企業等から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、交付金の交付に係る交付事務のために利用します。









[証明書類（軽減申請用）]  
(国際出願番号が通知されていない場合)

小規模企業者の要件に関する証明書

出願日 平成 年 月 日提出の国際出願

書類記号 ○○○○○○

従業員数 15人

主たる業種 09 食料品製造業

上記の国際出願をする日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が20人以下であることに相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

住所又は居所 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

氏名又は名称 株式会社東京製作所

(代表者) 特許 太郎 印





『小規模企業者の要件に関する証明書』作成時の注意事項

注1) 個人事業主の場合は「代表者」の記載は不要です。

注2) 主たる業種の欄は、総務省HP「日本標準産業分類」

<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/25-3.htm> の中分類を記載します。例えば、主たる業種が「中分類食料品製造業」の場合は「09 食料品製造業」のように記載してください。

なお、小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）、416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、693（駐車場業）、791（旅行業）、に属する場合は、以下の例のように小分類まで記載します。

(例)

41 映像・音楽・文字情報制作業

411 映像情報制作・配給業

注3) 商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については以下のとおり記載します。

【軽減申請書の場合】

「上記の国際出願をする日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が5人以下であることに相違ないことを証明する。」

国際出願促進交付金の申請書に添付する証明書の場合は、以下のとおり記載します。

【国際出願促進交付金の場合】

「上記の国際出願に係る交付金の交付申請を行うにあたり、国際出願をする日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が5人以下であることに相違ないことを証明する。」

なお、商業・サービス業は日本標準産業分類のうち、下記に属するものが該当します。

大分類G（情報通信業）のうち

中分類38（放送業）

中分類39（情報サービス業）

小分類411（映像情報制作・配給業）

小分類412（音声情報制作業）

小分類 4 1 5 (広告制作業)

小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)

大分類 I (卸売業、小売業)のうち

中分類 5 0 (各種商品卸売業)

中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業)

中分類 5 2 (飲食料品卸売業)

中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)

中分類 5 4 (機械器具卸売業)

中分類 5 5 (その他の卸売業)

中分類 5 6 (各種商品小売業)

中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業)

中分類 5 8 (飲食料品小売業)

中分類 5 9 (機械器具小売業)

中分類 6 0 (その他の小売業)

中分類 6 1 (無店舗小売業)

大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち

小分類 6 9 3 (駐車場業)

中分類 7 0 (物品賃貸業)

大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)

大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)

大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類 7 9 1 (旅行業)は除く

大分類 O (教育、学習支援業)

大分類 P (医療、福祉)

大分類 Q (複合サービス事業)

大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>)

(空白頁)